

市町立学校職員の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例の実施に関する規則等の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十年三月三十一日

広島県人事委員会

委員長 高 升 五十雄

#### 広島県人事委員会規則第十五号

#### 市町立学校職員の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例の実施に関する規則等の一部を改正する規則

(市町立学校職員の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例の実施に関する規則の一部改正)

第一条 市町立学校職員の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例の実施に関する規則(昭和三十三年広島県人事委員会規則第六号)の一部を次のように改正する。

第九条中「支給する管理職手当は、別表第七に掲げる職にある職員に支給するものとし、その額は、当該職員の給料月額に同表下欄に掲げる支給割合を乗じて得た額(再任用短時間勤務職員について、その額に一円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額)」を「管理職手当が支給される職は、別表第七に掲げる職とし、同表に掲げる職に係る管理職手当の区分は、同表の職欄の区分に応じ、同表の区分欄に定める区分」に改め、同条に次の二項を加える。

2 前項に規定する職を占める職員のうち再任用職員(給与条例第五条第五項に規定する再任用職員をいう。以下同じ。)以外の職員に支給する管理職手当の月額は、当該職員に適用される給料表の別並びに当該職員の属する職務の級及び当該職に係る前項の規定による区分に応じ、別表第七の二の管理職手当の額欄に定める額(育児短時間勤務職員にあつてはその額に勤務時間等条例第二条第二項の規定により定められたその者の勤務時間を、任期付短時間勤務職員にあつてはその額に勤務時間等条例第二条第四項の規定により定められたその者の勤務時間を、それぞれ勤務時間等条例第二条第一項に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額とし、その額に一円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額)とする。

3 第一項に規定する職を占める職員のうち再任用職員に支給する管理職手当の月額は、人事委員会が別に定める。

第九条の二第一項中「読み替えられる」を「読み替えて適用する」に改め、同条第二項第一号口中「別表第七において支給割合を百分の十二とされる職」を「別表第七の二二三級の項及び同表ハ三級の項に規定する人事委員会が別に定める職」に改める。

別表第一中「第七十五条」を「第八十一条」に、「第七十三条の二十一第一項」を「第四百四十条」に改める。

別表第二の二中「山県郡安芸太田町立松原小学校 山県郡安芸太田町大字松原」を削る。



四級	四種	六万円（人事委員会が別に定める職を占める職員にあつては七万円、これらの職員のうち人事委員会が特に定める職を占める職員にあつては八万円）
三級	五種	四万五千元（人事委員会が別に定める職を占める職員にあつては五万五千元）
二級	五種	四万円（県立及び市町立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置条例（昭和四十六年広島県条例第六十七号）第三条の規定により教職調整額が支給される職員にあつては三万円）

備考 別表第七に掲げる職のうち、これらの表に掲げられていない管理職手当の額を定める

特段の事情があると人事委員会が認める職を占める職員に対する管理職手当の額については、当該職員の属する職務の級及び当該職の区分を考慮して、人事委員会が別に定める額とする。

（市町立学校職員の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例の実施に関する規則の一部を改正する規則の一部改正）

第二条 市町立学校職員の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例の実施に関する規則の一部を改正する規則（平成十八年広島県人事委員会規則第八号）の一部を次のように改正する。

附則第二項中「、第九条」及び「、改正後の規則第九条中「給料月額」とあるのは「給料月額と市町立学校職員の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例の一部を改正する条例（平成十七年広島県条例第六十五号）附則第七条の規定による給料の額との合計額」とを削る。

#### 附則

（施行期日）

1 この人事委員会規則は、平成二十年四月一日から施行する。

（経過措置）

2 市町立学校職員の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例（昭和二十八年広島県条例第四十九条）第二条の規定に基づき職員の給与に関する条例（昭和二十六年広島県条例第二十二号）第十七条の三の規定の例により管理職手当の支給を受ける職を占める職員のうち、この規則による改正後の市町立学校職員の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例の実施に関する規則（以下「新規則」という。）第九条の規定による管理職手当の額が経過措置基準額（地方公務員の育児休業等に関する法律（平成三年法律第十号。以下「育児休業法」という。）第十条第三項の規定により同条第一項に規定する育児短時間勤務の承認を受けた職員にあつては当該経過措置基準額に職員の勤務時間及び休暇等に関する条例（平成七年広島県条例第五号。以下この項において「勤務時間等条例」という。）第二条第二項の規定により定められたその者の勤務時間を勤務時間等条例第二条第一項に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額）に達しないこととなる職員には、当該管理職手当のほか、当該管理職手当の額と経過措置基準額と

の差額に相当する額に次の各号に掲げる期間の区分に応じ当該各号に定める割合を乗じて得た額（その額に一円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）を管理職手当として支給する。

- 一 平成二十年四月一日から平成二十一年三月三十一日まで 百分の百
- 二 平成二十一年四月一日から平成二十二年三月三十一日まで 百分の七十五
- 三 平成二十二年四月一日から平成二十三年三月三十一日まで 百分の五十
- 四 平成二十三年四月一日から平成二十四年三月三十一日まで 百分の二十五

3 前項に規定する経過措置基準額とは、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める額をいう。

- 一 この規則の施行の日（以下「施行日」という。）の前日に適用されていた給料表と同一の給料表の適用を受ける職員（以下「同一給料表適用職員」という。）であつて、同日に属していた職務の級より下位の職務の級に属する職員以外のものうち、相当区分職員（同日において占めていたこの規則による改正前の市町立学校職員の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例の実施に関する規則別表第七に掲げる職に係る区分（以下「旧区分」という。）に相当する区分に対応する新規別表第七に掲げる職を占める職員をいう。第三号において同じ。） 同日にその者が受けていた管理職手当の額
- 二 同一給料表適用職員であつて、施行日の前日に属していた職務の級より下位の職務の級に属する職員以外のものうち、下位区分相当職員（旧区分より低い区分に相当する区分に対応する新規別表第七に掲げる職を占める職員をいう。第四号において同じ。） 同日に当該旧区分より低い区分に相当する区分を適用したとしたならばその者が受けることとなる管理職手当の額
- 三 同一給料表適用職員であつて、施行日の前日に属していた職務の級より下位の職務の級に属するものうち、相当区分職員 同日にその者が当該下位の職務の級に降格したとしたならばその者が受けることとなる管理職手当の額
- 四 同一給料表適用職員であつて、施行日の前日に属していた職務の級より下位の職務の級に属するものうち、下位区分相当職員 同日にその者が当該下位の職務の級に降格し、かつ、旧区分より低い区分に相当する区分を適用したとしたならばその者が受けることとなる管理職手当の額
- 五 施行日以後に給料表の適用を異にする異動をした職員（施行日以後に新たに給料表の適用を受けることとなった職員を除く。） 施行日の前日に当該異動をしたものとした場合に前各号の規定に準じてその者が受けることとなる管理職手当の額
- 六 前各号に掲げる職員のほか、施行日以後に、初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則（昭和三十二年広島県人事委員会規則第十号）第十五条各号に掲げる者から人事交流等により新たに給料表の適用を受けることとなった職員その他特別な事情があると認められる職員のうち、部内の他の職員との均衡を考慮して前各号に掲げる職員に準ずるものとして人事委員会が定める職員 あらかじめ人事委員会の承認を得た額